

調査基準価格及び失格判断基準価格（工場製作を含むもの）の算定方法

鬼北町低入札価格調査制度実施要綱第3条の規定により同要綱別表第1に掲げる調査基準価格の算定方法及び同要綱第7条の規定により同要綱別表第2に掲げる失格判断基準について、工場製作を含む工事にあつては以下のとおりとする。

1 調査基準価格の算定方法

(1) 鋼橋製作・架設工事

工場製作のみ	$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$
架設工事のみ	$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$
工場製作+架設工事	$\{\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$

(2) 機械設備製作・据付工事

製作のみ	$\{\text{直接製作費} \times 0.95 + \text{間接労務費} \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$
据付工事のみ	$\{\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$
製作+据付工事	$\{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$

(3) 電気通信設備製作・据付工事

機器単体費のみ	$(\text{直接製作費} \times 0.95 + \text{間接労務費} \times 0.9 + \text{工場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$ ※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 $(\text{機器単体費} \times 0.875) \times 1.08$
工事費のみ	$\{\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$
機器単体費+工事費	$\{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$ ※機器単体費として一式計上し、上記の費目に分離できない場合 $[(\text{機器単体費} \times 0.875) + \{\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55\}] \times 1.08$

※算定においては、各費目に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.08を乗じた額（円未満切捨て）とする。

2 失格判断基準の算定方法

(1) 鋼橋製作・架設工事

区分	費目	基準
工場製作のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	間接労務費	設計金額における間接労務費の70%未満
	工場管理費	設計金額における工場管理費の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
架設工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
	現場管理費	設計金額における現場管理費の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
工場製作+架設工事	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の70%未満
	工場管理費 現場管理費	設計金額における工場管理費及び現場管理費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

(2) 機械設備製作・据付工事

製作のみ	直接製作費	設計金額における直接製作費の75%未満
	間接労務費	設計金額における間接労務費の70%未満
	工場管理費 設計技術費	設計金額における工場管理費及び設計技術費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
据付工事のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
	現場管理費 据付間接費 設計技術費	設計金額における現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
製作+据付工事	直接製作費 直接工事費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の75%未満
	間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の70%未満
	工場管理費 現場管理費 据付間接費 設計技術費	設計金額における工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

(3) 電気通信設備製作・据付工事

機器単体費のみ	直接製作費	設計金額における直接製作費の75%未満
	間接労務費	設計金額における間接労務費の70%未満
	工場管理費	設計金額における工場管理費の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
		※ただし、機器単体費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準を機器費の69%未満とする。
工事費のみ	直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
	現場管理費 機器間接費	設計金額における現場管理費及び機器間接費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
機器単体費＋工事費	直接製作費 直接工事費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の75%未満
	間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の70%未満
	工場管理費 現場管理費 機器間接費	設計金額における工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額の70%未満
	一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
		※ただし、機器費として一式計上し、左欄の費目に分離できないものについては、失格判断基準のうち、機器費分については、機器費の69%未満とする。

※各費目に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。